〈団体契約（口振方式）用〉預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収加）（委託者番号　5200000000）（　口座登録用　）

銀行　信用金庫　労働金庫　ゆうちょ銀行
信託銀行　信用組合　信農連　農協　→　（農協のみ都道府県を記入）

収納代行会社：明治安田収納サービスビジネス株式会社(MBS)

印刷連番：　－

（会社名）東京海上日動火災保険株式会社

依頼書作成日：令和　年　月　日

加入者証券番号：

団体名：全国労働組合総連合共済会

営業店：1304 公務２文教公務

代理店/仲立人：0555 ｻｸﾗﾎｹﾝｼﾞﾑｼｮ(ﾎﾝﾘ

保険始期：令和　年　月　日

契約者／団体コード：EDF40 全労連共済

依頼書提出事由

該当する提出事由に○印を付けてください。

口座振替を始める場合	口座確認不能時に依頼書を再提出する場合	指定口座を変更する場合	指定口座の預金者名を変更する場合	左記以外の変更・訂正をする場合
○ (*1) 新設 10	再提出 20	口座変更 30	預金者名変更 40	その他 80

（＊1）更新加入依頼書計上時に指定口座を変更する場合を含みます。

預金者名

フリガナ

必ずご記入ください。預金者名と加入者名が一致しない場合は下記（*2）の追加申込みはできません。

漢字

口座お届印をご捺印ください →

口座届印

加入者名

フリガナ

預金者名と異なる場合のみご記入ください。

漢字

ご署名（法人の場合は押印）ください →

印

←追加申込の場合、加入者・預金者が個人の場合にはフルネームで自署、法人の場合には押印（口座届印以外でさしつかえありません）をお願いします。

指定口座

金融機関名（カナ）

支店名（カナ）

（漢字）

業態：銀行　信託銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫　信農連　農協

（漢字）　支店　出張所

店舗番号

預金種目：普通預金（総合を含む）　当座預金

口座番号　右につめてご記入ください。

口座番号が８桁以上の場合は
・銀行の場合　：上７桁を記入
・信用金庫の場合：下７桁を記入

ゆうちょ銀行

契約種別コード：３０

記号（*3）：　※

番号（右につめてご記入ください。）

通帳番号の記入例
６桁の場合：１２３４５１
（あける）
３桁の場合：１２１

払込先口座番号：００１４０－５－１２０３６３

払込先加入者名：明治安田収納サービスビジネス株式会社

（＊3）※印は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

口座指定区分：○ 新規申込み 0　追加申込み 1 (*2)

既契約証券番号（追加証番）(*2)　種目コード　証券番号

振替日・払込日：27日（休業日の場合は翌営業日）

新しく口座を指定される場合には「新規申込み」に、同一団体で既にご利用中の口座を指定される場合には「追加申込み」に○印を付けてください。

口座指定区分の「追加申込み」に○印を付けた場合で既に口座振替をご利用中の契約を指定される場合には「種目コード」と「証券番号」をご記入ください。（口座の記入は不要です。）

管理番号

合算請求：合算 ○ 0

東京海上日動社内処理欄

＜不備返送先＞ 〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20東陽駅前ビル10階
明治安田収納サービスビジネス株式会社(MBS)宛

会社手続欄：金融機関確認済　社内訂正　解約（停止）　取消　更新契約　種目コード　証券番号　備考

↑金融機関へ直接、口座確認依頼する場合は、本紙をコピーし２枚ご提出いただき、コピーは確認済の控えとして受領してください（確認済の本紙をコピーして受領することでも問題ありません。）。
なお、ゆうちょ銀行では事前の確認手続はできません。

私が責団体へ払込む保険料と制度維持費を上記収納代行会社経由で、左記指定口座から払込むことを〔東京海上日動からのご注意事項〕〔金融機関の預金口座振替規定〕を確認のうえ、申込みます。

〔東京海上日動からのご注意事項〕

1. ご加入の保険契約を解約された場合でも、解約のお手続きの後に必要な保険料と制度維持費を左記指定口座へご請求させていただくことがあります。
2. 振替日に保険料と制度維持費の振替が出来なかった場合は、翌月に再度保険料と制度維持費をご請求します。
3. 左記指定口座から保険料をお払込みいただく保険契約が複数ある場合は、弊社の都合により各契約の保険料を合算の上、ご請求させていただくことがあります。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険加入者に通知しないでこの口座振替依頼書の契約が終了したものとして取り扱いいたします。
5. 保険加入者と指定口座の名義人が別人であってもご加入の保険契約上の責任は、保険加入者となります。
6. 保険料の返還が発生した場合は、原則左記指定口座に返還させていただきます。
7. この口座振替依頼書の内容を変更（口座変更ほか）または停止する場合には、遅滞なくご連絡ください。

〔金融機関の預金口座振替規定〕（ゆうちょ銀行は除く　※）

1. 収納代行会社明治安田収納ビジネスサービス株式会社（ＭＢＳ）から貴行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり明治安田収納ビジネスサービス株式会社（ＭＢＳ）から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

（※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。）

顧客番号：

金融機関使用欄

取扱店日附印

＜不備返送事由＞
１．届出印鑑相違　５．預金種目相違
２．口座名義人相違　６．暗証番号もれ
字体相違、代表者名・フリガナの記入もれを含む　７．口座解約済（移管を含む）
８．支店名相違
３．口座番号相違　９．印影不鮮明
４．該当口座なし　その他（　）

確認印

検印　印鑑照合　受付印